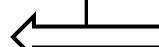
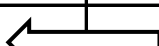


環境保全条例に基づく開発行為届出の流れ

届出者	御代田町
問い合わせ 	
計画敷地が農地だった場合は、事前に農業委員会へ協議してください。特に分筆行為が伴う場合は、事業の進め方に留意する必要があります。	電話、窓口、メールなどで随時受け付けています。届出が必要な場合は、申請の進め方や必要な手続をご説明します。
事前協議(確認) 	
とりまとめ窓口は建設水道課都市計画係になりますが、詳細については、各担当部署と協議してください。	必要書類や記載事項などを担当者が事前確認します。不備などがある場合は修正を求めます。必要に応じて担当部署と打合せします。
町道 建設水道課建設係 都市計画 建設水道課都市計画係 上下水道/浄化槽 建設水道課上下水道工務係 農地 産業経済課農政係(農業委員会) 農道/水路/林務 産業経済課耕地林務係 環境/ごみ 町民課環境衛生係 埋蔵文化財 教育委員会博物館係	
【開発行為届出書】提出  【開発行為届出書】を受理	
開発行為届出書の様式は、町ホームページに掲載しております。窓口でお渡しすることも可能です。	建設水道課都市計画係で受理した後、開発行為に関係する部署と協議し、指示・指導事項を確認します。 ●一般的な協議の期間は約1か月です。
【指示・指導書】受け取り  【指示・指導書】作成	
	各部署の意見を取りまとめ、指示・指導書を作成してご連絡します。
【指示・指導書】提出  【指示・指導書】受理	
指摘事項を協議又は処理していただき、その結果を報告してください。	
【不勧告通知書】受け取り  【不勧告通知書】交付	
工事の着手は、不勧告通知書の交付日以降となります。 途中で届出内容に変更が発生する場合は、必ず事前に町へ協議してください。内容によっては新たな指示事項が発生する場合があります。	処理・協議された結果のその報告を受けて、指示事項が適切に処理されているか確認します。問題がなければ、不勧告通知書を発行します。 ●約1週間で発行となります。

環境保全条例に基づく開発行為届出が完了したら

【開発行為工事完了届】	【開発行為工事完了届】受理
開発行為工事完了届出書(様式第3号)をご使用ください。道路の帰属などが発生する場合は、分筆登記が完了している必要があります。完了していることが分かる書類として、土地の全部事項証明書と公図の写しの添付をお願いします。また、抵当権などが設定されている場合は、事前に抹消してください。	届出者(代理人可)立会のもと完了検査を行います。検査時に目視で確認できない部分については、写真などで確認しますので、施工中の工事記録写真を撮影しておいてください。
【開発行為工事完了検査済証】 受け取り	【開発行為工事完了検査済証】 交付
	完了検査に問題がなければ検査済証を発行します。手直しや書類不足があった場合は、それらがすべて解決したところで完了となります。